

幼児教育・保育の無償化制度の概要について（令和元年10月1日より）

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、子供たちに質の高い幼児教育の機会を保障することは極めて重要であることから、これまで段階的に行ってきた保育料の軽減を大きく加速させ「幼児教育・保育の無償化」制度が実施されます。子ども・子育て支援新制度における幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化させるとともに、制度の対象とはならない未移行幼稚園や認可外保育施設等の利用者無償化させるための給付制度が創設されることとなります。

令和元年5月に幼児教育・保育の無償化を実施する改正子ども・子育て支援法が成立しましたが、本制度の円滑な導入、よりよい制度として活用できるよう、関係施設と連携協力を行いながら進めたいと考えております。

（1）対象者・対象範囲など

年齢	世帯収入の範囲
3～5歳児※	収入に関係なくすべての児童
0～2歳児	住民税非課税世帯の児童

※1号認定児童は満3歳の児童も収入に関係なく無償となる（預かり保育料は除く）

（2）無償化とする方法の概要

区分	方法の概要
① 私立新制度対象事業者 (幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育)	保護者は保育料を納入せず、保育料相当額を市から対象事業者に給付
② 公立新制度対象事業者 (公立保育所、幼稚園)	保護者は保育料を納入せず、保育料相当額を市が負担
③ 未移行幼稚園 (市内に該当なし)	保護者は利用料を納入し、園を通じて市に利用料を請求。市は保護者に直接給付
④ 預かり保育 (1号在園児の預かり保育)	保護者は利用料を納入し、園を通じて市に利用料を請求。市は保護者に直接給付
⑤ 企業主導型保育事業 (市内に該当なし)	保護者は保育料を納入せず、保育料相当額を国(児童育成協会)から対象事業者に給付
⑥ その他のサービス (認可外、一時預かり、病児保育、ファミサポ)	保護者は利用料を納入し、市窓口で利用料を請求。市は保護者に直接給付

（3）魚津市児童数など（4月1日現在）

対象	人数	入所児童数	入所予約数	未就学児童数(予定)
全体	1,593人	1,265人	110人	218人
3～5歳児	834人	815人		19人
0～2歳児	759人	450人	110人	199人